

# 答 申

## 第1 審査会の結論

鹿児島市長（以下「実施機関」という。）が、令和2年6月21日付けで審査請求人が行った開示請求（以下「本件開示請求」という。）に対し、「公文書の開示請求に対する開示の可否の決定について（伺い）」の一部を不開示とした決定は、妥当である。

## 第2 請求対象文書及び決定の内容

- 1 請求のあった公文書（以下「本件対象公文書」という。）の内容  
公文書の開示請求に対する開示の可否の決定について（伺い）
- 2 不開示とした部分  
個人の氏名、郵便番号、住所、電話番号、土地家屋調査士の職印、法人の代表者印、開発登録簿調書、登記簿、地図及び地積測量図

## 第3 審査請求の趣旨及び理由

処分の取り消しを求める。

- 1 公文書の開示を実施する日時及び場所の指定が、審査請求人にとって不可能な時間であった。
- 2 打合せに応じようとしなかった。
- 3 別の書類に同様の番号が存在している。

## 第4 審査請求に対する実施機関の説明要旨

本件処分は、令和2年2月14日に開示を行ったことに対し、その開示に関わる公文書は当該開示に係る開示決定の原議書と特定し開示を行ったものである。

本件処分に関して、個人の氏名、住所等を不開示とした部分については、審査請求人は特段の主張をしておらず、鹿児島市情報公開条例（以下「条例」という。）上の取扱いとしても妥当である。

以上のことから、本件一部開示決定は妥当と考える。

次に、審査請求人は公文書の開示を実施する日時等について主張しているが、公文書の開示を実施する日時及び場所の指定は、行政庁の処分ではない。なお、本件審査請求に係る文書の開示は、令和2年8月6日に実施されている。

また、文書番号は鹿児島市文書取扱規程第23条第1項に基づき付されたものであり、開示の決定内容に影響を与えるものではない。

以上のことから、仮に本件処分が取り消されたとしても、再び同様の処分が行われるだけである。

## 第5 審査会の判断等

- 1 調査審議の経過

鹿児島市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）の調査審議の経過は、別紙のとおりである。

## 2 審査会の判断

### (1) 本件対象公文書について

本件対象公文書は、令和2年2月14日16時以降に開示の実施を行った際のその開示決定に係る原議書のことである。

### (2) 一部不開示とした部分について

個人の氏名、郵便番号、住所、電話番号、土地家屋調査士の職印、法人の代表者印、開発登録簿調書、登記簿、地図及び地積測量図について不開示としていることから、以下の点について検討する。

#### ア 条例第7条第2号の該当性について

(ア) 審査請求人の主張をみると、本件処分に関して条例第7条第2号に該当するとして不開示とした部分については、特段の主張を行っていない。

(イ) この部分は、個人の氏名、郵便番号、住所及び電話番号で、特定の個人を識別できるため、条例第7条第2号に該当し、当該部分を不開示としたことは、妥当である。

#### イ 条例第7条第3号の該当性について

(ア) 審査請求人の主張をみると、本件処分に関して条例第7条第3号に該当するとして不開示とした部分については、特段の主張を行っていない。

(イ) この部分は、土地家屋調査士の職印及び法人の代表者印の印影で、公にすることにより、当該法人等の権利利益を害するおそれがあるため、条例第7条第3号に該当し、当該部分を不開示としたことは、妥当である。

#### ウ 条例第17条第1項の該当性について

(ア) 審査請求人の主張をみると、本件処分に関して条例第17条第1項に該当するとして不開示とした部分については、特段の主張を行っていない。

(イ) この部分は、開発登録簿調書で、都市計画法第47条第5項に閲覧及び写しの交付の方法が定められているため、条例第17条第1項に該当し、当該部分を不開示としたことは、妥当である。

#### エ 条例第26条の該当性について

(ア) 審査請求人の主張をみると、本件処分に関して条例第26条に該当するとして不開示とした部分については、特段の主張を行っていない。

(イ) この部分は、登記簿、地図及び地積測量図で、これらは不動産登記法第153条により、行政機関の保有する情報の公開に関する法律の適用除外とされているものであるため、条例第26条に該当し、当該部分を不開示としたことは、妥当である。

### (3) 審査請求人の主張について

審査請求人は、上記第3のとおり、本件一部開示決定通知書に記載された開示の日時及び場所が都合に合わず、日程調整において希望に応じなかつたこと及び本件開示請求に対してなされた本件一部開示決定通知書と開示決定通知書に同一の文書番号が付番されていることを理由として本件一部開示決定の取消しを求めていることから、以下のとおりである。

点について検討する。

- ア 実施機関が主張するとおり、条例第11条第1項は、その後段で、書面により通知する内容として、決定した旨並びに開示を実施する日時及び場所とを分けて記載している。このことは開示日時と場所が、開示請求に対してなされた決定の内容には含まれない別個のものであることを示しており、開示日時と場所は、開示、一部開示、不開示といった決定の内容に影響を与えるものでない。
- イ 文書番号は、鹿児島市文書取扱規程第23条第1項第2号に基づき付しているもので、開示、一部開示、不開示といった決定の内容に影響を与えるものでない。
- ウ したがって、審査請求人が主張する理由は、本件一部開示決定を取り消すべき理由にはならない。  
その他本件処分が違法又は不当であるべき事情はない。

#### (4) 結論

よって、審査会は、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

## 審　查　会　の　経　過

年　月　日	調　査　審　議　の　経　過
令和2年12月22日	実施機関からの諮問を受けた。
令和3年1月26日 (第5回審査会)	諮問の審議及び答申案の審議を行った。